


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	吉 沢 寿 子		
件 名	東大和市特定教育・保育施設等指導及び監査実施要綱について				
		区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例			
	部課機関	子ども生活部保育課			
1. 要 旨					
<p>平成28年4月1日付け東大和市組織規則の改正に伴い特定教育・保育施設等に対する指導等に関する事務が、子ども生活部保育課から福祉部福祉推進課へ移管された。</p> <p>については、特定教育・保育施設等に対し指導及び監査を適正に行うため、「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について」(国通知)に基づき、東大和市特定教育・保育施設等指導及び監査実施要綱を定めるものである。</p> <p>(1) 主な内容 指導及び監査に係る目的、方針及び実施方法等</p> <p>(2) 施行日 市長決裁日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 特定教育・保育施設等に対する指導及び監査を実施することにより、特定教育・保育施設等の質の確保並びに施設型給付費等の支給の適正化を図ることができる。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
平成27年12月7日 「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について」 発出 (平成28年6月20日一部改正)					
3. 留意事項 (問題点等)					
<p>(1) 児童福祉法に基づく認可保育所等に対する指導及び監査については、引き続き東京都において実施する。</p> <p>(2) 児童福祉法に基づく家庭的保育事業等に対する指導検査に係る要綱等は別途定める必要がある。</p>					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
庁議への報告後、速やかに要綱制定手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。